

平成 25 年度 第 3 回 美しい県土づくり推進委員会

－ 要 旨 －

■日 時：平成 26 年 2 月 26 日（水） 13:30～16:00

■場 所：山梨県庁 防災新館 301 会議室

■委 員：（敬称略。50 音順。）

《出席》

山梨大学大学院教授	大山 勲
東京大学大学院准教授	小野 良平
色彩計画家	加藤 幸枝
山梨大学大学院教授	北村 眞一
国土交通省関東地方整備局建政部計画管理課長	宜保 佳子
東京工業大学名誉教授	中村 良夫（委員長）

■事務局

県土整備部	技監	河西 秀樹
県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室長	丸山 裕司	
同室長補佐	望月 修	
	富田 均	
同副主幹	内藤 広	
同副主査	石田 容	

■次第：

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 山梨県の景観行政の施策について
 - 1) 第 3 回美しい県土づくり推進大会結果の報告
 - 2) 「山梨の大観」普及資料（案）について
 - 3) 「公共事業景観検討」について
 - 4) 屋外広告物について
（「山梨県屋外広告物ガイドライン（案）」及び北麓地域の規制強化について）
 - 5) 「美の郷やまなしづくり基本計画」骨子案について
 - (2) その他
4. 閉会

■議事要旨

1) 第3回美しい県土づくり推進大会結果の報告

資料－1を事務局が説明後、協議。

特に質問、意見無し。

2) 「山梨の大観」普及資料(案)について

資料－2、3を事務局が説明後、協議。

委員長：

「身体座」は新しい概念なので、分りやすく解説する必要がある。身体座は視点場の一種であるが、特別視するのは、居心地が良い場所から景観を眺めることが重要であることを示すためである。

分りやすく示すならば、「身体座」とは、居心地の良い「寄る辺」ということである。

「寄る辺」は単なる空間だけでなく、飲食なども含む概念である。P15の身体座の解説部分で、括弧書きで「居心地の良い寄る辺」と記載して欲しい。

普及資料の全体の印象は、一般の方々には難しいようにも思う。先に開催した推進大会の配布資料としたが、出席者の市町村担当者や関係団体から何か意見等は寄せられているか。

事務局：

今のところ、意見は無い。

委員：

P22～27の資源図は、図と資源リストが離れているため、図を見ただけでは資源の内容が分からない。見やすくなるように工夫して欲しい。

事務局：

図面については今後改良を予定している。

委員：

表現している資源の解説に「近世」とあるが、P22～27の資源図には記載がない。

事務局：

当初、交通に関わる資源として、近世の宿場町、富士川舟運の河岸を示していたが、現在、図から漏れている。これらを再度表記する。

委員：

「座」という文字に、地面の上の人が、屋根等の覆いのある場所から外を眺めている様を見ることができる。身体座の概念は「座」という漢字を解説することで、分りやすく説明できると思われる。

事務局：

「座」という文字も活用し、「身体座」の分りやすい解説を検討する。

委員：

P18に視点場を選定するという趣旨の記載がある。これは、本資料で視点場を選定したということか。

事務局：

P18は、参考資料で示している情報を活用し、市町村や関係団体が景観づくりにおいて重要な視点場を選定して欲しいという検討の手順を示すものである。

委員：

主旨は理解した。P18でそのような手順を示していることの解説を充実してほしい。

3)「公共事業景観検討」について

資料－4を事務局が説明後、協議。

委員長：

別紙2-23には、参考とする資料の書名だけでなく、出版元も記載した方が良い。

本チェックリストは、参考とするガイドラインを示しているが、担当者はガイドラインの該当箇所だけを勉強しても本質を理解できないのではないかと懸念がある。

担当者が取組みの趣旨を理解できないまま、多くの事務量を行うと、ただ煩雑な思いをするだけとなり、取組みの効果が期待できない。

本チェックリストの運用にあたっては、まず、担当者がガイドライン全体の流れを把握し、当該ガイドラインの精神を理解することが重要であり、そのために山梨県には、担当者の理解を促すサポートをお願いしたい。

事務局：

公共事業担当者は、景観配慮の重要性は認識しているものの、実際、具体的に何をすれば良いのかわからない場合が多い。担当者が、景観への配慮を具体的に検討する契機になればと考えている。

チェックリストについても、あまり細かい、重箱の隅をつつくような項目は省き、本質を外さないように、簡素化を目指している。

景観に関する基本的な事項に関しては、市町村担当者も含め職員研修を現在も実施している。基本的な事項は研修で、具体の事項はチェックリストを活用しながら実践で学んでいただきたいと考えている。研修事業については今後充実化を図りたいと考えている。

チェックリストは、これから県の出先機関の担当者に説明するが、現在公共事業量が再び多くなる傾向にある。業務の中でいかに有効に活用していただくかが課題である。

委員長：

チェックリストに基づく検討をすべて工事担当者をお願いするのは難しいと思う。コンサルタントが担う役割も大きいと思う。

チェックリストは県職員が使用することになるのか。コンサルタントはチェックリストの取組みにどのように関わることになるのか。

事務局：

県の担当者がチェックリストを用いて、コンサルタントと打合せを行い、景観配慮が必要な項目について、具体の対応策等をコンサルタントに検討いただくという流れを想定している。同じ資料を見ながら、双方確認しつつ打合せ記録簿に検討結果を残すとい

うイメージである。

委員：

このチェックリストの目的の1つに、まず、担当者に各種ガイドラインを読ませたいという意図がある。

委員：

事前にチェックリストについて相談を受けた際に、チェックリストをチェックして景観整備が終わりとなるのではなく、場所との関係、美しさをどのように検討したかを多少でも文章で残してはどうかと提案した。

しかし、実際にそこまで担当者に求めることは難しい。そこで、まずは取組みの初期段階として、チェックリストを通じて参考資料を読むことを誘導するというしくみを採用したようだ。

本日、案を拝見したが、配慮事項は少し細かく感じられるものもある。

委員：

砂防、河川等、事業種別ごと、チェックリストが1枚程度にまとまると良いと思う。

委員：

このチェックリスト自体はどのように使うのか。

事務局：

別紙3-2以降をご覧いただきたい。構想段階、設計段階ともに、まず着手時にチェック項目を確認し、業務において景観配慮事項を検討する。業務終了段階で、着手時にチェックした項目について、具体的に検討できたかどうかをチェックして、次段階に申し送りするという流れである。

委員：

「美しい県土づくりガイドライン」の項目にもチェックボックスが必要だと思う。

事務局：

追加する方向で検討する。

委員：

別紙2-4の法面緑化について、現在、現場では、メンテナンスコストが低いこともあり、病害虫に強く、農薬散布も控えられる外来種の採用が進んでいるようだ。このような状況と、法面緑化における「自生種によって緑化されることを前提に」という配慮事項との整合は今後どのようにとることになるのか。

それから、維持管理をどのように考慮していくかは景観上重要な課題である。今回のチェックリストは主として設計に関わるものだが、維持管理しやすい設計を行うなどの視点が重要であると考えます。

別紙2-21「■配慮内容」に「[構想]」が2つ記載されている。[構想]、[設計]の間違いだと思う。

事務局：

法面の緑化に関しては、「最終的に自生種によって緑化されることを前提に」としている。確かに外来種を採用しているが、最初期段階において外来種で急ぎ被覆後、遷移に

よって自生種が優占するように、播種する種の割合を検討すること等を想定したものである。

別紙 2-21 については修正する。

委員長：

チェックリスト等、景観配慮をすべて一担当者に任せるのはリスクがある。良いコンサルタントの選定が重要になると思う。設計業務はどのように発注しているのか。入札では景観配慮等に関して、良好な成果を期待するのは困難ではないかと考える。プロポーザル等の手法の導入促進も検討するべきである。

委員：

市町村は、計画策定に関してプロポーザルで業者を特定しているが、設計に関しては、プロポーザルを行って業者を選出できるほどの技術を有していない自治体も多いと思う。やはり、現時点では、担当する職員の教育が重要な課題だと思う。

事務局：

工事の発注時、これまで景観への配慮は重視されてこなかった。これからは、チェックシートを活用し、景観配慮の必要性を認識した上で、発注条件を整えて欲しいと考えている。

チェックシートについては、これが最終形ということではなく、今後運用を通じて改善を図っていく。

委員：

配慮事項の内容が、各種ガイドラインから抽出されているため、内容が細々している。例えば、擁壁や建物の色彩等の検討の前に、その事業の必要性の検証、周辺との調和の考え方等、基本的な事項を詳しく解説することが重要だと思う。

委員：

別紙 2-23 にある、参考資料は多いと思う。将来的に、「山梨県公共事業等景観形成指針」(H3.6) を充実させ、この一冊を見れば良いというもの作ってはどうかと思う。

委員長：

参考資料の道路デザイン指針は、タイトルからあえて「景観」を外している。道路の設計全体を対象とするものである。現場担当者の方々は「景観」というと、何か特殊な取組みと捉えてしまう傾向にある。そこで、道路整備の全体の検討を通じて、景観への配慮も検討いただく構成としている。よって、参考資料を部分でなく、全体を理解した上で活用いただきたい。

チェックシートに関しては、実験と捉え、随時シートを改良していくことを基本に運用を行えば良いと思う。

4) 屋外広告物について

資料-5 を事務局が説明後、協議。

委員：

表紙の、おしゃれな広告物賞受賞作品については、裏表紙等に、受賞年や名称を紹介

してはどうかと思う。

事務局：

裏表紙に記載する。

委員：

本ガイドラインはどのように普及する予定なのか。

事務局：

印刷して事業者等に配布するとともに、県 H.P. で閲覧、ダウンロードを可能にしようと考えている。

委員：

参考資料として、山梨県の屋外広告物条例や禁止・許可区域、道路等の情報を示すと使い勝手が良くなると思う。

事務局：

条例や規制内容の解説は、「屋外広告物の手引き」にまとめている。ガイドラインは主に、屋外広告物の整備のあり方、優良事例を示すことを目的としている。この「手引き」と「ガイドライン」をセットで活用いただきたいと考えている。

委員長：

ガイドラインに対して、本委員会はどこまで審議すればよいのか。

事務局：

今回は、山梨県の景観行政における新たな取組みの1つとして報告したものである。委員会の承認をいただくものではなく、お気づきの点等についてご意見をいただければと考えている。

委員：

表紙の裏の富士山への眺めの写真のガードレールをトリミングして外した方が良い。

ガイドラインとは直接関係ないが、山梨県のホームページにおける「おしゃれな広告物賞」のサイトの階層が深く、閲覧しにくい。また、美しい県土づくりに向けた各種取組み状況も県民等に伝わりにくいと感じている。

例えば、京都市は、「京都かんぱんねっと」のサイトを、行政の H.P. とは別に立ち上げており、優良事例や、屋外広告物に関する取組み内容、規制内容が閲覧しやすい。また、優良事例については、閲覧者が投票できる仕組みも整備されている。参考にさせていただければと思う。

事務局：

表紙の裏の写真はガードレールをトリミングする。

5)「美の郷やまなしづくり基本計画」骨子案について

資料-6を事務局が説明後、協議。

委員長：

基本計画の策定スケジュールを教えてください。また、この計画は山梨県の中でどのような位置づけとなるのか。

事務局：

今年度は骨子を検討し、来年度、計画策定を予定している。

本計画は、県土整備部、農政部、森林環境部（林政）が共同で策定するものである。

委員：

計画を来年度策定し、次年度、モデル事業等の実施を予定しているのか。例えば、特定
の区域を定め、総合的な取組みで美の郷の実現を目指すような事業展開を予定してい
るのか教えてほしい。

事務局：

総合的に取組みを展開するために役立つ計画にしたいと考えている。

委員長：

これまで美しい県土づくりの方策を検討してきたが、これからは、山梨県の方々のラ
イフスタイルと組み合わせ、総合的に検討するという観点が必要になると感じている。

産業、地産地消等の考え方、食文化の問題を組み合わせれば、美の郷づくり
の取組みが効果的になるという考えのもと、本計画の策定が必要になったと理解してい
る。そのような観点から、今後、本計画策定に際し、どのような事項を留意すべきか、
意見をいただきたい。

例えば、現代、地方のコミュニティの崩壊が問題となっている。その問題に対し、景
観という視点からどのようなバックアップできるかを検討する必要がある。

一方、海外で日本酒を広める取組みなど、農業を中心にした新たな日本文化の創成と
いう動きもある。

事務局：

ご指摘いただいた事項については、「第3章 [4] 参加型の景観づくり」の部分で今後
検討して行きたいと考えている。

委員長：

景観や風景の問題は、その土地の風土性の問題である。風土性は、住まい方や食文化
等、全てに関わる概念である。そのように考えると、地産地消、スローフードなど海外
から入ってきた概念だが、日本独自に新たな文化として捉えられるものなど、地域づく
りの新しい核心となるものを、この計画策定過程で出していければと良いと考えている。

現在、「マルシェ」といった直売システムが注目されているが、山梨県内では盛んに行
われているのか。

事務局：

農産物の販売等は、ほとんどの道の駅で扱っており、人気もある。

委員長：

都心部で直売所の運用例はあるか。

事務局：

把握していない。

委員：

若い農業者が民間レベルで取組んでいる例はある。

委員長：

広い範囲で生産している農産物を一箇所に集めることで、一箇所に各地の風土が集まることになる。このように、まちづくりとうまくつなげることが重要だと思う。本計画の策定とは、最終的には産業の活性化、コミュニティの再生、活性化につなげるための方策を検討することだと思う。

委員：

中村委員長から指摘いただいた事項は、骨子案の背景、目的から捉えることはできない。本日の資料は、どちらかというとな面的な景観づくりという印象を受ける。

導入部分を、中村委員長のご指摘を踏まえるとすれば、先ほど北村委員から指摘のあった出口部分（事業化をどうするか）も相当変わってくると思う。

資料にある「復活した井戸端」は、井戸端の復元を目的としたのではなく、まちづくりのために必要な、井戸端会議用の空間を創出したものである。さらに重要なことは、県と町と地域住民で協議会を設置し、まちづくりを協働で検討し、結果として、街なみ環境整備事業を導入して空間整備にまで至ったプロセスが重視されるべき事例である。

委員長：

庁内の関連部署が集まり、アイデアをまとめる際に、再度計画策定の目的を明確にした方が良くと思う。

大山委員から指摘があったように、計画策定の目的は、景観を契機として、当然、過去の遺産も重要視しつつ、山梨県の新しい風土をつくることにあると思う。庁内の検討では、将来の新しい山梨県の風土を明確に示すことは難しいが、あたらしい風土を生み出すということを念頭に置き、アイデアを出し、実験し、試行錯誤を繰り返す、仕組みを整備してはどうかと思う。

いわゆる「インキュベーター」と呼ばれるものである。新しいアイデアを卵から温めて、孵すようなイメージである。例えば、地域の食材から新しい料理を作ることができれば、すなわち、新しい風土を形成したことになる。

同様に、新しい住まい方を提案し、伝統的な建築空間、地場産材を使い、新しい住まい方に対応できる建築を行うことは新たな風土、景観形成につながる。

将来のライフスタイルを創成する、「インキュベーター」をつくることが重要だと思う。

例えば、公民館で新たな食を販売し、売れるようであれば、それがライフスタイルの再建につながるということである。そのようなまちづくり実験拠点を作るしくみを整備することが県庁の役割だと思う。

大きな課題としては、コミュニティの活性化、農林業で地域を元気にする、そして日本人のライフスタイルの再建の3点だと思う。

日本では蕎麦粉は「そば」に用いられるが、世界的に見ると、蕎麦粉を使用した料理は沢山ある。ロシアにも蕎麦粉を用いた「おかゆ」が伝統的な料理としてあるようである。西ヨーロッパでも蕎麦粉のクレープがあるようだ。イタリアでも蕎麦粉を使用したパスタがある。世界各地での利用方法を踏まえて、山梨県ならではの蕎麦粉料理を生み出すことも可能だと思う。

庁内で検討する際は、以上のようなことが得意な専門家を交えて議論できると効果的だと思う。総合的に検討できるアドバイザーはいらっしゃらないか。女性はどうかだろうか、詳しい方がいるのではないか。出産、子育ても風土づくりに関わる重要な事項であると思う。

委員：

山梨県にリニアが通ることから、地元市町村は、東京に人口を吸われないように、地域の風土をいかに良くすべきか、検討を進めている。現在関連市町村が共同で取り組んでいるが、できれば、県がリーダーシップを発揮して取組みを展開できれば良いと考ええる。

事務局：

ご指摘いただいた事項を踏まえ、具体方策は来年度検討し、計画に反映していきたい。

委員：

美の郷やまなしづくり基本計画は、現時点では「景観」が前面に出すぎているように感じる。「景観づくり」が目的ではなく、美の郷づくりの契機、手段であることを明確に示してはどうかと思う。

第3章に4つの施策の柱を示しているが、それぞれ、建設的側面が前面に出ている。これらを、「しくみづくり」を主な観点として組みなおす必要があるかもしれない。

委員長：

用語としては「未来の風土づくり」と表現できるかもしれない。古い風土はすでにこわれてしまっているなので、新たな風土を創成することが目的になると思う。そのためにはインキュベーターをうまく整備し、インキュベーターを動かしながら考えるしくみが重要となる。

委員：

美の郷やまなしづくりとは、「暮らしを良くすること」であり、その契機となるのが「風景づくり」であるという流れを示せば良いと思う。

委員長：

難しい問題である。かつて、柳田国男氏が、美しい景観というものはあり得ない、正しい生活をすれば、自ずと景観は良くなると記述している。厳しい指摘であるが、我々が直面しているのはまさにこの問題である。

解決困難な課題であるが、来年度も引き続き検討していきたい。

以 上